

# 宇治市公報

宇治市宇治琵琶33  
 発行 宇治市  
 政策経営部  
 行政経営課  
 電話 22-3141番  
 印刷 宇治市横島町吹前123-4  
 (南山城複写センター)

## 目次

### 条 例

- 条例第56号 宇治市議会基本条例の一部を改正する条例  
 .....(議会事務局) ... 2

### 告 示

- 告示第112号 宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱の一部を改正する要綱  
 .....(介護保険課) ... 2
- 告示第113号 宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱及び宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱  
 .....(介護保険課) ... 2

### 議 会

- 規則第1号 宇治市議会会議規則の一部を改正する規則..... 3

### 公 営 企 業

- 公告第21号 宇治市公共下水道事業計画の変更案の縦覧..... 3

## 条例

宇治市議会基本条例の一部を改正する条例を、ここに公布する。

平成30年10月17日

宇治市長 山本 正

### 宇治市条例第56号

宇治市議会基本条例の一部を改正する条例

宇治市議会基本条例(平成23年宇治市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「委員会」を「議会」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(揭示済)

## 告示

### 宇治市告示第112号

宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年10月15日

宇治市長 山本 正

宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱の一部を改正する要綱

宇治市社会福祉法人等介護保険利用者負担額減額助成金交付要綱(平成12年宇治市告示第112号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号を次のように改める。

(1) 訪問介護等 訪問介護、通所介護、短期入所生活介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、介護予防短期入所生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護又は宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱(平成29年宇治市告示第43号)第4条第1号ア(ア)に規定する訪問介護相当サービス若しくは同号イ(ア)に規定する通所介護相当サービスをいう。

第4条第2項各号列記以外の部分中「第1項」を「前項」に改め、同項第5号及び第6号を削る。

附則第2項中「又は平成27年4月1日」を「、平成27年4月1日」に、「に伴い」を「又は平成30年10月1日に施行された生活扶助基準の改正に伴い」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(揭示済)

### 宇治市告示第113号

宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱及び宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱を、次のとおり定める。

平成30年10月15日

宇治市長 山本 正

宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要

綱及び宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部を改正する要綱

(宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部改正)

第1条 宇治市指定訪問介護相当サービス及び指定通所介護相当サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成29年宇治市告示第44号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3条第1項」を「第3条第1項第1号」に改める。

第26条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域包括支援センター等に対し、指定訪問介護相当サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第33条の次に次の1号を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第33条の2 指定訪問介護相当サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の介護支援専門員又は居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。)若しくは事業対象者(宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱(平成29年宇治市告示第43号)第5条第2号に規定する事業対象者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第57条第3項中「、口腔機能」を「、口腔機能」に改める。

第61条前段中「第36条」を「第33条まで、第34条から第36条」に改める。

(宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱の一部改正)

第2条 宇治市指定生活支援型訪問サービス及び指定短時間型通所サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める要綱(平成29年宇治市告示第45号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第3条第1項」を「第3条第1項第1号」に改める。

第26条第3項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 地域包括支援センター等に対し、指定生活支援型訪問サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況その他の利用者の生活の状況に係る必要な情報の提供を行うこと。

第32条の次に次の1号を加える。

(不当な働きかけの禁止)

第32条の2 指定生活支援型訪問サービス事業者は、介護予防サービス計画等の作成又は変更に関し、地域包括支援センター等の介護支援専門員又は居宅要支援被保険者(法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者をいう。)若しくは事業対象者(宇治市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱(平成29年宇治市告示第43号)第5条第2号に規定する事業対象者をいう。)に対して、利用者に必要のないサービスを位置付けるよう求めることその他の不当な働きかけを行ってはならない。

第60条前段中「第35条」を「第32条まで、第33条から第35条」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

(揭示済)

## 議 会

宇治市議会議規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

平成30年10月16日

宇治市議会議長 坂下 弘親

### 宇治市議会議規則第1号

宇治市議会議規則の一部を改正する規則

宇治市議会議規則（昭和54年宇治市議会議規則第1号）の一部を次のように改正する。

目次中「第8節 表決（第67条～第77条）」を

「第8節 表決（第67条～第77条）」

第8節の2 公聴会、参考人（第77条の2～第77条の8）」に改める。

第1章第8節の次に次の1節を加える。

第8節の2 公聴会、参考人

（公聴会開催の手続）

第77条の2 会議において公聴会を開く議決があつたときは、議長は、その日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を公示する。

（意見を述べようとする者の申出）

第77条の3 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、文書であらかじめその理由及び案件に対する賛否を、議長に申し出なければならない。

（公述人の決定）

第77条の4 公聴会において意見を聴こうとする利害関係者及び知識経験を有する者等（以下「公述人」という。）は、あらかじめ文書で申し出た者及びその他の者のうちから、議会において定め、議長から本人にその旨を通知する。

2 あらかじめ申し出た者の中に、その案件に対して、賛成者及び反対者があるときは、一方に偏らないように公述人を選ばなければならない。

（公述人の発言）

第77条の5 公述人が発言しようとするときは、議長の許可を得なければならない。

2 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。

3 公述人の発言が前項の範囲を超え、又は公述人に不穏当な言動があるときは、議長は、発言を制止し、又は退席させることができる。

（議員と公述人の質疑）

第77条の6 議員は、公述人に対して質疑をすることができる。

2 公述人は、議員に対して質疑をすることができない。

（代理人又は文書による意見の陳述）

第77条の7 公述人は、代理人に意見を述べさせ、又は文書で意見を提示することができない。ただし、議会が特に許可した場合は、この限りでない。

（参考人）

第77条の8 会議において参考人の出席を求める議決があつたときは、議長は、参考人にその日時、場所及び意見を聴こうとする案件その他必要な事項を通知しなければならない。

2 第77条の5（公述人の発言）、第77条の6（議員と公述人の質疑）及び第77条の7（代理人又は文書による意見の陳述）の規定は、参考人について準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(揭示済)

## 公 営 企 業

### 宇治市上下水道事業公告第21号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定により宇治市公共下水道の事業計画を変更しようとするので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり公告し、当該事業計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、縦覧期間満了の日までに宇治市長に意見書を提出することができます。

平成30年10月17日

宇治市長 山本 正

- 1 下水道の名称  
宇治市公共下水道
- 2 予定処理区域  
平成25年1月7日付け5山北土企第1号により協議を了した事業地に宇治市五ヶ庄雲雀島、西田、谷前、高車、尼ヶ塚、轟、葛森及び大八木島、横島町大島並びに菟道車田及び丸山において事業地を変更する。
- 3 工事着手及び完成予定年月日  
工事着手年月日 昭和53年3月16日  
工事完成予定年月日 平成36年3月31日
- 4 事業計画の案の縦覧場所  
宇治市宇治琵琶3番地  
宇治市上下水道部下水道計画課
- 5 縦覧期間  
平成30年10月17日から平成30年10月31日まで

(揭示済)

